

# 第9回 臓器提供に係る意思表示・小児からの臓器提供等に関する作業班

## 議事次第

日時：平成22年5月26日（水）

10:00～12:00

場所：厚生労働省省議室

### 1. 開 会

### 2. 議 事

- (1) 臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱いについて
- (2) その他

### 3. 閉 会

#### <配布資料>

資料 臓器提供に関する意思表示について

#### <配布資料>

- 参考資料1 臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱いについて  
(平成16年12月24日付け健臓発第1224001号厚生労働省健康局疾病対策課臓器移植対策室長通知)
- 参考資料2 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律による脳死判定・臓器摘出の要件変更について
- 参考資料3 臓器提供意思表示カードの様式見直しについて
- 参考資料4 国会審議の状況について

## 臓器提供に関する意思表示について

### 1. 臓器摘出及び脳死判定を行う要件の変更について

現行の「臓器の移植に関する法律」(平成9年法律第104号。以下「法」という。)においては、臓器摘出及び脳死判定を行う場合、提供者の書面による承諾を要件としている。

今般、「臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律」(平成21年法律第83号。以下「改正法」という。)の成立により、平成22年7月17日から、本人の臓器提供に関する意思が不明であった場合に、家族(遺族)の書面による承諾により臓器摘出及び脳死判定を行うことが可能となる。

### 2. 臓器提供意思表示カードについて

臓器提供に関する意思表示する書面については、本人が独自に作成することは可能であるが、実際にはそれを法の求めるところに適うものとして作成することは困難なことから、厚生労働省及び(社)日本臓器移植ネットワークにより、臓器提供意思表示カード(以下「カード」という。)等が頒布されているものである。

しかし、カードを用いた意思表示であっても、これまで記載不備事例が少なからず存在しているところである。

### 3. 記載不備事例の解釈に係る検討の視点

記載不備のカードの取扱いについて、従来は、臓器提供の意思が有効に表示されていないと判断された場合には、臓器摘出を行わないとの取扱いで問題なかった。

しかし、改正法の施行後においては、臓器提供の意思が有効に表示されていないと判断された場合に、それを臓器提供に関する意思が不明であると解釈するか、臓器提供を拒否する意思があったと解釈するかによって、その後の取扱いが変わることとなる。

そこで、現カードでの記載不備事例を参考に、新カードでの記載不備事例を別紙のとおり想定し、

- ①臓器提供の意思が有効に表示されていると取り扱うか
  - ②臓器提供に関する意思が不明なものと取り扱うか
  - ③臓器提供を拒否する意思が表示されていると取り扱うか
- 一定の考え方を整理しておくこととしたい。

また、親族へ臓器を優先的に提供する意思についても、記載不備事例の取扱いについて、併せて、一定の考え方を整理しておくこととしたい。

#### 4. 基本的な考え方（案）

- ① 臓器移植法における基本理念である「本人意思の尊重」の観点から、記載不備事例であっても、書面に残された記載を基に本人意思をできる限り付度することとし、やむを得ない場合に、意思不明とすること。
- ② 改正法に係る国会審議の過程においても、提案者から、本人が拒否の意思を持っている場合には、それが最大限尊重される旨の答弁があったように、記載不備事例であっても書面に残された記載から、拒否の意思が推定される場合には、これを尊重すること。
- ③ 提供したくない臓器の選択については、法律上求められている「臓器を提供する意思表示」の内容を補完するものと考えられることから、記載不備事例については、不明なものとして家族の判断に委ねること。
- ④ 本作業班では記載不備事例について、書面上の記載からその解釈について検討するが、本人の意思を正確に確認するためにも、実際の事例においては、コーディネートの中での家族の陳述も踏まえること。

#### 5. 具体的事例について

別紙参照。

## 臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）（抄）

### （基本的理念）

第二条 死亡した者が生存中に有していた自己の臓器の移植術に使用されるための提供に関する意思は、尊重されなければならない。

2～4 （略）

### （臓器の摘出）

第六条 医師は、次の各号のいずれかに該当する場合には、移植術に使用されるための臓器を、死体（脳死した者の身体を含む。以下同じ。）から摘出することができる。

一 死亡した者が生存中に当該臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合であって、その旨の告知を受けた遺族が当該臓器の摘出を拒まないとき又は遺族がないとき。

二 死亡した者が生存中に当該臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であって、遺族が当該臓器の摘出について書面により承諾しているとき。

2 （略）

3 臓器の摘出に係る前項の判定は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、行うことができる。

一 当該者が第一項第一号に規定する意思を書面により表示している場合であり、かつ、当該者が前項の判定に従う意思がないことを表示している場合以外の場合であって、その旨の告知を受けたその者の家族が当該判定を拒まないとき又は家族がないとき。

二 当該者が第一項第一号に規定する意思を書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であり、かつ、当該者が前項の判定に従う意思がないことを表示している場合以外の場合であって、その者の家族が当該判定を行うことを書面により承諾しているとき。

4～6 （略）

### （親族への優先提供の意思表示）

第六条の二 移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思を書面により表示している者又は表示しようとする者は、その意思の表示に併せて、親族に対し当該臓器を優先的に提供する意思を書面により表示することができる。

【設例1】 1と2の両方に○が付けられていた場合

《 1. 2. 3. いずれかの番号を○で囲んでください。》

①私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。

②私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

3.私は、臓器を提供しません。


《 1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください》  
 【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

〔特記欄： \_\_\_\_\_ 〕

署名年月日： 2010年 7月 17日

本人署名(自筆)： 移植 花子

家族署名(自筆)： 移植 太郎



(論点)  
 法に基づく脳死判定に従う意思と脳死判定を拒否する意思が同時に表示されている場合に、どのように考えるか。

(考えられる案)

	脳死判定	臓器提供	考え方	適用条項
案1	承諾(※)	承諾	選択肢2の「限り」を見落とし、両方に○を付けたものと判断	第1項第1号 第3項第1号
案2	拒否	承諾	記載の経緯は不明だが、2に○を付けている以上、脳死判定について拒否の意思があった可能性を否定しきれない	第1項第1号 —
案3	不明(※)	承諾	書面からは本人意思が不明であり、脳死判定を拒否する意思があるとは確定できない	第1項第1号 第3項第1号

(※)臓器移植法上は、「脳死判定に従う意思がないことを表示している場合以外の場合」に該当

【設例2】 1と3の両方に○が付けられていた場合

《 1. 2. 3. いずれかの番号を○で囲んでください。》

- ①私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
- 2.私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
- ③私は、臓器を提供しません。

《 1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください》

【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

〔特記欄： 〕

署名年月日： 2010年 7月 17日

本人署名(自筆)： 移植 花子

家族署名(自筆)： 移植 太郎



(論点)

臓器を提供する意思と臓器提供を拒否する意思が同時に表示されている場合に、どのように考えるか。

(考えられる案)

	脳死判定	臓器提供	考え方	適用条項
案1	拒否	拒否	記載の経緯は不明だが、3に○を付けている以上、臓器提供について拒否の意思があった可能性を否定しきれない	—
案2	不明(※)	不明	書面からは本人意思が不明であり、脳死判定又は臓器提供を拒否する意思があるとは確定できない	第1項第2号 第3項第2号

(※)臓器移植法上は、「脳死判定に従う意思がないことを表示している場合以外の場合」に該当

【設例3】 1から3には○が付けられておらず、一部の臓器に×が付いている場合

《 1. 2. 3. いずれかの番号を○で囲んでください。》

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

《 1 又は 2 を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください》

【~~心臓~~・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・~~眼~~】

〔特記欄：

署名年月日： 2010年 7月 17日

本人署名(自筆)： 移植 花子

家族署名(自筆)： 移植 太郎



(論点)

提供したくない臓器に×が付けられていることから、旧カードの不備記載事例の取扱いを踏まえると、臓器を提供する意は表示されていると考えられる(参考資料1参照)が、脳死判定に従う意思について、どのように考えるか。

(考えられる案)

	脳死判定	臓器提供	考え方	適用条項
案1	承諾(※)	承諾	説明を踏まえ、提供したくない臓器に印をつけている	第1項第1号 第3項第1号
案2	不明(※)	承諾	少なくとも、脳死判定を拒否する意は表示されていない	第1項第1号 第3項第1号

(※)臓器移植法上は、「脳死判定に従う意がないことを表示している場合以外の場合」に該当

【設例4】 1から3には○が付けられておらず、一部の臓器に○が付いている場合

《 1. 2. 3. いずれかの番号を○で囲んでください。》

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

《 1 又は 2 を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください》

【心臓 ○ 肺 ○ 肝臓 ○ 腎臓 ○ 脾臓 ○ 小腸 ○ 眼球 ○】

〔特記欄： 〕

署名年月日 : 2010年 7月 17日

本人署名(自筆): 移植 花子

家族署名(自筆): 移植 太郎



(論点)

臓器を選択していることから、臓器を提供する意思はあったものと考えられ、また、脳死判定に従う意思については、【設例3】と同様に考えられるが、各臓器の取扱いについてどう考えるか。

(考えられる案)

	提供する臓器	考え方
(案1)	○を付けていない臓器	説明を取り違え、提供したくない臓器に印をつけた
(案2)	○を付けた臓器	説明を踏まえ、提供したい臓器を明確にするため、印をつけた
(案3)	家族の判断により提供する臓器を決める	提供したくない臓器に印を付けたのか、提供したい臓器に印を付けたのか、書面からは本人意思が確定できない



【設例5】 1から3には○が付けられておらず、特記欄に「全部」又は「すべて」等の記載があった場合

《 1. 2. 3. いずれかの番号を○で囲んでください。》

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

《 1 又は 2 を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください》

【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

【特記欄： すべて】

署名年月日： 2010年 7月 17日  
 本人署名(自筆)： 移植 花子  
 家族署名(自筆)： 移植 太郎



(論点)

特記欄に記載されている「すべて」について、どのように解釈するか。

臓器を提供する意は表示されていると考えた場合(参考資料1参照)、脳死判定に従う意思について、どのように考えるか。

(考えられる案)

	脳死判定	臓器提供	考え方	適用条項
案1	承諾(※)	承諾	特記欄に「すべて」と記載されており、臓器の提供意思はあると考えられる。また、心臓などの提供意思もあることから、脳死判定に従う意思があるとみなされる	第1項第1号 第3項第1号
案2	不明(※)	承諾	特記欄に「すべて」と記載されており、臓器の提供意思はあると考えられる。また、少なくとも、脳死判定を拒否する意は表示されていない	第1項第1号 第3項第1号
案3	不明(※)	不明	「すべて」の意味するところが明らかでなく、本人意思が確定できない。	第1項第2号 第3項第2号

(※)臓器移植法上は、「脳死判定に従う意がないことを表示している場合以外の場合」に該当

【設例6】 1から3には○が付けられておらず、特記欄に「親族優先」とだけ記載されていた場合

《 1. 2. 3. いずれかの番号を○で囲んでください。 》

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

《 1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください 》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】

〔特記欄： 親族優先 〕

署名年月日 : 2010年 7月 17日  
 本人署名(自筆): 移植 花子  
 家族署名(自筆): 移植 太郎



(論点)

1又は2に○が付いていない場合であって、特記欄に「親族優先」と記載されている場合に、どう考えるか。

(考えられる案)

	親族優先	臓器提供	考え方
(案1)	有効	承諾	特記欄に記載すべき内容についての説明を踏まえたものであり、基礎となる提供意思はあるとみなされる
(案2)	無効	不明	書面から基礎となる提供意思が確定できない



健臓発第 1224001 号

平成 16 年 12 月 24 日

(社) 日本臓器移植ネットワーク理事長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課

臓器移植対策室長



臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱いについて

厚生労働行政の推進につきましては、日頃より御指導・御協力賜り、厚く御礼申し上げます。

臓器提供意思表示カード（以下「カード」という。）の記載不備事例の取扱いについて、臓器提供意思表示カードに関する作業班（以下「作業班」という。）において検討がなされ、厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会（以下「委員会」という。）において、作業班からの報告が了承されました。

委員会における了承を踏まえ、今般、記載不備のあるカードの取扱いについては、「臓器の移植に関する法律」（平成 9 年法律第 104 号）の趣旨に基づき、別添「臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱いについて」のとおりとしますので、貴職におかれては、手続きに遺漏のないよう、よろしくお取り計らい願います。

## 臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱いについて

### 1 はじめに

平成9年10月16日の「臓器の移植に関する法律」(平成9年法律第104号。以下「臓器移植法」という。)施行以降平成16年6月末までに、(社)日本臓器移植ネットワークに臓器提供意思表示カード(以下「カード」という。)を所持していたと情報提供された820件のうち、記載内容に不備があった事例は105件(12.8%)となっている。

これまで、カードの記載内容に不備があった事例は、臓器を提供する意思又は脳死判定に従う意思表示が明確でない等の理由から、法律の要件を満たしていないものとして取り扱ってきた。そのため、確かにカードを携帯しており、本人が生前に臓器を提供したいという意思を持っていたと家族等が証言しているにもかかわらず、カードの記載事項の一部に不備があることにより、本人の書面による意思表示とは認められなかった事例も存在する。

こうしたことから、今般、臓器移植法の趣旨等を踏まえ、これまでの記載不備事例の取扱いを見直すこととした。

### 2 臓器移植法の解釈とその運用

- ・ 臓器移植法においては、基本的理念として、臓器提供に関する意思は尊重されなければならない、臓器の提供は任意にされたものでなければならないと規定しており(同法第2条第1項及び第2項)、臓器の摘出については、本人が生存中に臓器を提供する意思及び脳死判定に従う意思を書面により表示していることを要件としている(同法第6条第1項及び第3項)。
- ・ これらの意思を表示する書面については、本人が独自に作成することは可能であるが、実際にはそれを法の求めるところに適うものとして作成することは困難なことから、厚生労働省及び(社)日本臓器移植ネットワー

クにより、カード（又は臓器提供意思表示シール）が作成され、頒布されている。

この「書面」とは、法的には、本人の「臓器を提供する意思」の有無だけでなく、「脳死判定に従う意思」のそれも確認できるものでなければならず、また、本人の署名が存在しなければならない。さらに、実務上、提供したい臓器の種類及び署名年月日の記載も必要とされている。

（別紙1参照）

### 3 新しい取扱いについて

現行のカード様式に係るカードの記載不備事例のこれまでの取扱いを見直し、臓器移植法の趣旨等に基づき、カードの記載事項の一部に不備があっても、当該カードのその他の記載内容等から、本人の署名があり、かつ、本人の「臓器を提供する意思」及び「脳死判定に従う意思」が確認できるものについては、法の求めている書面による意思表示が存在するものとして取り扱うこととする。また、本人の意思を正確に確認するため、カードの記載とあわせて、家族の陳述など他の資料も考慮する。

具体的な取扱いについては、次のとおりである。

#### （1）カードの番号の記載に不備がある事例

- ① カードの番号1に○がなく、提供したい臓器が○で囲まれている場合については、提供したい臓器を○で囲んでいること等から、脳死判定に従い、脳死後に臓器を提供するという前提のもとで、提供したい臓器が明確に示されていると考えられることから、脳死判定に従う意思及び臓器提供を行う意思は表示されていると判断する。

（別紙2（1）①）

- ② カードの番号1に○がなく、提供したい臓器も○で囲まれていないが、番号1の「その他」の括弧内に「全部」又は「全臓器提供」と記載されている場合については、番号1に○はなく、提供したい臓器も○で囲まれていないが、番号1の「その他」の括弧内に「全部」又は「全臓器提供」と記載されていること等から、脳死判定に従う意思及び臓器提供を行う意思は表示されていると判断する。

(別紙2(1)②)

- ③ カードの番号1に○があり、提供したい臓器が○で囲まれている場合であって、カードの番号3に○と×の両方を記載していた場合については、番号1に○があり、提供したい臓器が明確に表示されていること等から、番号3に○と×の両方が記載されていることについては、「番号3に○を付けたものの間違いに気づき×を付けた」と考えることが社会通念に照らして適当であり、脳死判定に従う意思及び臓器を提供する意思が表示されていると判断する。

(別紙2(1)③)

## (2) 提供したい臓器の記載に不備がある事例

- ① カードの番号1に○があり、提供したい臓器が○で囲まれていない場合については、脳死判定に従う意思及び臓器を提供する意思は明確に表示されており、提供したい臓器の種類は、番号1に○を付けていること等から、当該欄に記載されている臓器(心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓、小腸、眼球)と判断する。

(別紙2(2)①)

### (3) 本人署名の記載に不備がある事例

- ① 本人署名がない場合については、臓器移植法で要求する書面とは認められないことから、従来通り、有効ではないものとする。

(別紙2(3)①)

- ② カードの本人署名と家族署名の記載欄を書き間違え、逆に記載した場合については、一律に書面の有効性が確認できないと判断せず、署名した家族を含め他者の証言により本人の意思表示であることが明らかかな場合には、本人の署名があるものとし、書面の有効性が確認できるものとして取り扱う。

(別紙2(3)②)

### (4) 署名年月日の記載に不備がある事例

- ① 署名年月日に不備がある場合及び署名年月日の記載がない場合については、カードの発行日以降にカードの記載が行われたことは自明であるので、一律に無効とするのではなく、カードの発行日以降に記載されたものとして取り扱う。また、本人が、法律施行日前の日付が記載されたカードを法律施行日以降も所持していることから、法律施行日以降も当該カードの記載内容の意思を有していたとして取り扱う。

(別紙2(4)①)

○臓器の移植に関する法律（平成9年法律第109号）（抄）

（基本的理念）

第2条 死亡した者が生存中に有していた自己の臓器の移植術に使用されるための提供に関する意思は、尊重されなければならない。

2 移植術に使用されるための臓器の提供は、任意にされたものでなければならない。

（第3項及び第4項 略）

（臓器の摘出）

第6条 医師は、死亡した者が生存中に臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合であって、その旨の告知を受けた遺族が当該臓器の摘出を拒まないとき又は遺族がないときは、この法律に基づき、移植術に使用されるための臓器を、死体（脳死した者の身体を含む。以下同じ。）から摘出することができる。

（第2項 略）

3 臓器の摘出に係る前項の判定は、当該者が第1項に規定する意思の表示に併せて前項による判定に従う意思を書面により表示している場合であって、その旨の告知を受けたその者の家族が当該判定を拒まないとき又は家族がないときに限り、行うことができる。

（第4～6項 略）



(1) カードの番号の記載に不備がある事例

① カードの番号1に○がなく、提供したい臓器が○で囲まれている場合

↓(該当する1,2,3の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい)

1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。(×をつけた臓器は提供しません)  
心臓 肺 肝臓 腎臓 脾臓 小腸 眼球 その他( )

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。(×をつけた臓器は提供しません)  
腎臓 脾臓 眼球 その他( )

3. 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 2004年 1月 1日  
 本人署名(自筆): 移植 太郎  
 家族署名(自筆): \_\_\_\_\_  
(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認のために署名して下さい)

② カードの番号1に○がなく、提供したい臓器も○で囲まれていないが、番号1の「その他」の括弧内に「全部」又は「全臓器提供」と記載されている場合

↓(該当する1,2,3の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい)

1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。(×をつけた臓器は提供しません)  
心臓 肺 肝臓 腎臓 脾臓 小腸 眼球 その他(全部)

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。(×をつけた臓器は提供しません)  
腎臓 脾臓 眼球 その他( )

3. 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 2004年 1月 1日  
 本人署名(自筆): 移植 太郎  
 家族署名(自筆): \_\_\_\_\_  
(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認のために署名して下さい)

↓(該当する1,2,3の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい)

1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。(×をつけた臓器は提供しません)  
心臓 肺 肝臓 腎臓 脾臓 小腸 眼球 その他(全臓器提供)

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。(×をつけた臓器は提供しません)  
腎臓 脾臓 眼球 その他( )

3. 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 2004年 1月 1日  
 本人署名(自筆): 移植 太郎  
 家族署名(自筆): \_\_\_\_\_  
(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認のために署名して下さい)

③ カードの番号1に○があり、提供したい臓器が○で囲まれている場合であって、カードの番号3に○と×の両方を記載していた場合

↓(該当する1,2,3の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい)

① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。(×をつけた臓器は提供しません)  
心臓 肺 肝臓 腎臓 脾臓 小腸 眼球 その他( )

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。(×をつけた臓器は提供しません)  
腎臓 脾臓 眼球 その他( )

3. 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 2004年 1月 1日  
 本人署名(自筆): 移植 太郎  
 家族署名(自筆): \_\_\_\_\_  
(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認のために署名して下さい)

(2) 提供したい臓器の記載に不備がある事例

① カードの番号1に○があり、提供したい臓器が○で囲まれていない場合

↓(該当する1,2,3の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい)

① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。(×をつけた臓器は提供しません)  
心臓 肺 肝臓 腎臓 脾臓 小腸 眼球 その他( )

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。(×をつけた臓器は提供しません)  
腎臓 脾臓 眼球 その他( )

3. 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 2004年 1月 1日  
 本人署名(自筆): 移植 太郎  
 家族署名(自筆): \_\_\_\_\_  
(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認のために署名して下さい)

(3) 本人署名の記載に不備がある事例

① 本人署名がない場合

（該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい）

① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。  
(×をつけた臓器は提供しません)  
心臓 肺 肝臓 腎臓 脾臓 小腸 眼球 その他( )

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。  
(×をつけた臓器は提供しません)  
 腎臓・脾臓・眼球・その他( )

3. 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 2004年 1 月 1 日

本人署名(自筆): \_\_\_\_\_

家族署名(自筆): \_\_\_\_\_

(何れであれば、この意思表示カードをもって知っている家族が、そのことの補正のために署名して下さい)

② カードの本人署名と家族署名の記載欄を書き間違え、逆に記載した場合

（該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい）

① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。  
(×をつけた臓器は提供しません)  
心臓 肺 肝臓 腎臓 脾臓 小腸 眼球 その他( )

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。  
(×をつけた臓器は提供しません)  
 腎臓・脾臓・眼球・その他( )

3. 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 2007年 1 月 1 日

本人署名(自筆): 移 植 花 子

家族署名(自筆): 移 植 太 郎

(何れであれば、この意思表示カードをもって知っている家族が、そのことの補正のために署名して下さい)

(4) 署名年月日の記載に不備がある事例

① 署名年月日に不備がある場合及び署名年月日の記載がない場合

（該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい）

① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。  
(×をつけた臓器は提供しません)  
心臓 肺 肝臓 腎臓 脾臓 小腸 眼球 その他( )

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。  
(×をつけた臓器は提供しません)  
 腎臓・脾臓・眼球・その他( )

3. 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 1996年 1 月 1 日

本人署名(自筆): 移 植 太 郎

家族署名(自筆): \_\_\_\_\_

(何れであれば、この意思表示カードをもって知っている家族が、そのことの補正のために署名して下さい)

（該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい）

① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。  
(×をつけた臓器は提供しません)  
心臓 肺 肝臓 腎臓 脾臓 小腸 眼球 その他( )

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。  
(×をつけた臓器は提供しません)  
 腎臓・脾臓・眼球・その他( )

3. 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 1990年 1 月 1 日

本人署名(自筆): 移 植 太 郎

家族署名(自筆): \_\_\_\_\_

(何れであれば、この意思表示カードをもって知っている家族が、そのことの補正のために署名して下さい)

（該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい）

① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。  
(×をつけた臓器は提供しません)  
心臓 肺 肝臓 腎臓 脾臓 小腸 眼球 その他( )

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。  
(×をつけた臓器は提供しません)  
 腎臓・脾臓・眼球・その他( )

3. 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

本人署名(自筆): 移 植 太 郎

家族署名(自筆): \_\_\_\_\_

(何れであれば、この意思表示カードをもって知っている家族が、そのことの補正のために署名して下さい)

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第83号）  
による脳死判定・臓器摘出の要件変更について

臓器摘出

脳死判定

現  
行  
法

○本人が、臓器を提供する意思を  
書面により表示

○本人が、脳死判定に従う意思を  
書面により表示

※脳死判定・臓器摘出ともに、家族が拒否しないこと又は家族がいないことが必要。

改  
正  
後

○本人が、臓器を提供する意思を  
書面により表示

（法第6条第1項第1号）

○本人が、臓器を提供する意思も  
提供しない意思も表示していない  
（＝意思不明）

（法第6条第1項第2号）

○本人が、**脳死判定を拒否して  
いない**（＝承諾又は意思不明）

（法第6条第3項第1号及び第2号）

※1 本人が臓器を提供する意思を表示している場合には、脳死判定・臓器摘出ともに、家族が拒否しないこと又は家族がいないことが必要。

※2 本人の臓器提供に関する意思が不明な場合には、脳死判定・臓器摘出ともに家族の書面による承諾が必要。

## 臓器提供意思表示カードの様式見直し

### 【様式見直しのポイント】

- ① 改正法の趣旨を踏まえ、「臓器提供の意思表示を行う欄」を見直し、1から3のいずれかに○をつける形とする。
- ② 「提供臓器の意思表示を行う欄」について、「提供したくない臓器に×」をつける形とする。  
(分かりやすさの観点から、提供したくない臓器の欄を別途設け、提供意思に関する欄と分ける)
- ③ 「特記欄」を設け、親族優先提供の意思や組織(皮膚、心臓弁、血管、骨など)提供の意思を自筆で記入できるようにする。(パンフレットに、脳死後に提供可能な臓器・心停止後に提供可能な臓器を明記する)
- ④ 臓器移植に関する情報に容易にアクセスできるようにするため、カードをパンフレットとあわせて配布することとするとともに、カード本体には問い合わせ先を記載する。

### 現行意思表示カード

《該当する1. 2. 3. の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい》

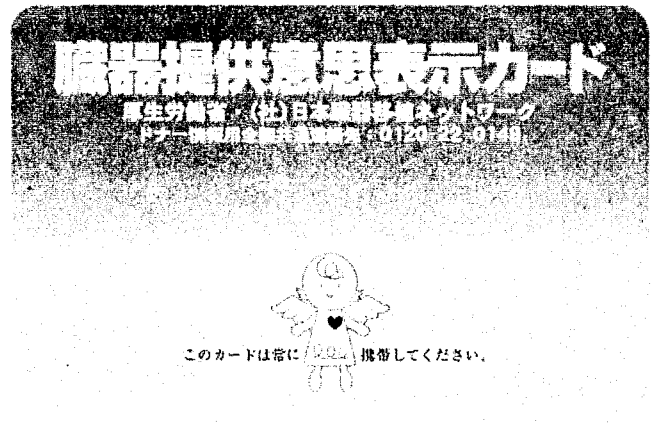
1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)  
心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他( )
2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)  
腎臓・膵臓・眼球・その他( )
3. 私は、臓器を提供しません。

署名年月日： 年 月 日

本人署名(自筆)： \_\_\_\_\_

家族署名(自筆)： \_\_\_\_\_

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認のために署名して下さい。)



### 新カード

《1. 2. 3. いずれかの番号を○で囲んでください。》

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

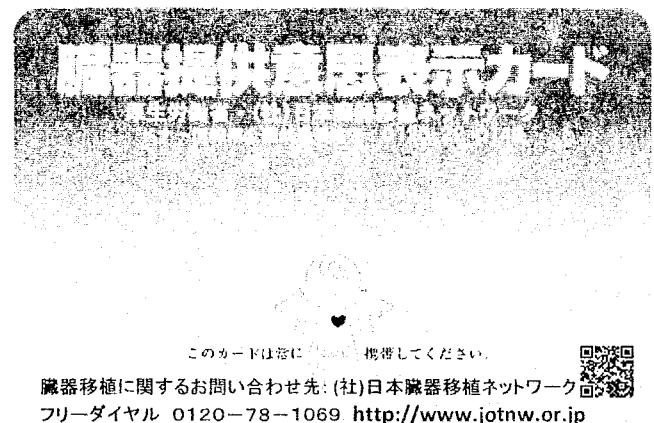
《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》 【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

〔特記欄： \_\_\_\_\_〕

署名年月日： 年 月 日

本人署名(自筆)： \_\_\_\_\_

家族署名(自筆)： \_\_\_\_\_



## 国会審議の状況について

<平成21年5月27日衆議院厚生労働委員会>

### ○萩原議員

今回の法律の改正ができた段階で、家族の範囲とか意思の表示の仕方、程度の問題について議論がさらに進んでいくというふうに考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

次に、その意思の問題なんですが、拒否意思について法律上明確にしないのは何なんでしょうか。拒否の意思が明示されているときにはだめなんだということを書かないのはなぜか、この点についてお考えがあればお教えいただきたい。

### ○河野（太）議員

御本人が拒否の意思を持っていらっしゃる場合にはそれが最大限尊重されます。御本人が脳死を人の死だとお考えになっていない場合、あるいは脳死下での臓器提供を拒否されている場合にはこれが最大限尊重されますので、そうした意思がある場合に、法的脳死判定が行われたり、あるいは臓器の提供がなされるということとはございません。